

第16回 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成21年1月19日（月）19時から21時
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合大会議室
- 3 委員出欠 出席14人
 - ・出席委員 荒木千恵子、大江宏（会長）、河本美代子、小林隆志、小林義明、佐藤壽、田中茂利、寺嶋均（副会長）、時津直子、中澄子、藤生よし子、増田雅則、松井和夫、吉野正徳
- 4 出席者
ふじみ衛生組合 清原慶子管理者、長友貴樹副管理者
事務局 高畑智一、内藤和男、齋藤順計、深井恭、大木和彦、荻原正樹、木村晴美、田中實、藤川雅志総務主幹、土方明清掃主幹
財団法人日本環境衛生センター 秋月祐司、藤原周史、寺内清修
パシフィックコンサルタンツ株式会社 笠井睦
- 5 傍聴者 7人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 委嘱式
- 3 管理者あいさつ
- 4 副管理者あいさつ
- 5 委員自己紹介
- 6 要綱の確認
- 7 会長選出
- 8 会長あいさつ
- 9 副会長選出
- 10 副会長あいさつ
- 11 運営規程の確認
- 12 報告
 - （1）ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会報告書について
 - （2）ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針等について
- 13 議題
 - （1）白煙防止について
 - （2）今後のスケジュール（案）について
- 14 確認事項
- 15 閉会

【配布資料】

- 【資料 1】 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会設置要綱
- 【資料 2】 検討会委員名簿
- 【資料 3】 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会の運営に関する規程
- 【資料 4】 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会報告書（平成 20 年 11 月）
- 【資料 5】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針（変更版）
- 【資料 6】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る特定事業の選定について
- 【資料 7】 白煙防止について
- 【資料 8】 市民検討会スケジュール（案）について

【会議録】

午後 7 時 開会

1 開会

【事務局あいさつ】

2 委嘱式

【委嘱状交付】

3 管理者あいさつ

清原管理者：皆様、こんばんは。ふじみ衛生組合管理者を務めております三鷹市長の清原慶子でございます。本日は大変ご多用の中、また、夜分の時間にもかかわらず、ご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

新しく選出された委員さんによる新たな任期が始まります。ただいまその委嘱状を交付させていただきました。市民検討会の新たな出発に当たりまして、この委員をお引き受けいただきまして、改めまして御礼を申し上げます。

ただいま管理者である私から直接委嘱状を手渡させていただきましたけれども、副管理者であります長友調布市長とともに、調布市、三鷹市、両市が取り組んでまいります新ごみ処理施設につきまして、皆様それぞれのお立場から積極的なご意見をいただきますようお願い申し上げます。

後ほど自己紹介をしていただきますけれども、この市民検討会は、両市の公募による市民の皆様、また学識経験者の皆様、ふじみ衛生組合周辺の両市の町会・自治会等からの推薦を受けた皆様、また、三鷹市ごみ減量等推進会議からの推薦を受けた方、調布市廃棄物減量及び再利用促

進審議会からの推薦を受けた方ということで、両市の市民の代表として、私たちにとって欠くことのできない新ごみ処理施設整備に向けてご検討をいただくものでございます。

平成18年の11月に第1回目の会議を開催以来、本日で16回目を数えます。中には前期より委員を務めてくださっていらっしゃる方もいらっしゃいますが、きょうより初めてこの検討会の委員になられた皆様もいらっしゃいます。どうぞ後ほどの自己紹介を皮切りに、皆さん、よくそれぞれのことをお知りになり、この検討会の役割を果たしていただければと思います。

これまで新ごみ処理施設整備につきまして、前委員の皆様方から15回に及ぶ活発な議論と検討をいただきました。その2年間のまとめの報告書を昨年12月10日に、前会長の大江様、そして、副会長の寺嶋様から正副管理者が受け取りました。その経過の中で、平成20年の1月に環境影響評価調査計画書の作成作業と東京都への提出、3月に新ごみ処理施設整備実施計画を確定させていただくなど、大変重要な場面でご活躍をいただいております。現在の事業の進捗状況についてでございますが、環境影響評価書案につきましては、昨年の2月の冬季、つまり冬の時期から開始をいたしまして、現況調査が昨年10月の秋をもって終了いたしました。そして、その取りまとめを行いまして、現在、東京都の担当者と事務的な協議に入っているところでございます。

新ごみ処理施設整備実施計画を踏まえまして、事業推進の手法を公設民営方式と決めました。新ごみ処理施設の建設・運営事業を担っていただく民間の事業者を選定することが必要でございますので、現在、その選定をするための作業を進めております。新ごみ処理施設の整備に当たっての一般には仕様書と言われている要求水準書の作成につきまして、事業者選定委員会を設置して議論、検討を重ねていただいております。

簡単に大枠の進捗状況のお話をさせていただきましたが、今後もふじみ衛生組合の議会の議員の皆様、そして、この市民検討会委員の皆様のさらなるご協力をいただき、副管理者であります長友調布市長さんと一緒に、この両市共同の取り組みであります新ごみ処理施設整備事業を推進してまいります。新しい任期、委員の皆様におかれましては、どうぞ市民の代表としてよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

4 副管理者あいさつ

長友副管理者： 皆さん、こんばんは。また初めてお目にかかる方もおいでになります。よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様、これからまた建設的なご意見をいただけてまいるとい
うことで、ほんとうに心から感謝を申し上げます。今、総体的なお話は
清原管理者のおっしゃったとおりでございます。その内容については、
私から何も申し加えることはございません。ただ、私、副管理者及び調
布市長としてという両方の意味合いで感謝を申し上げたいと思ってお
ります。皆様ご存じのように、調布市といたしましても、これまでどおり、
全力を傾注して本件に当たっていくことは申すまでもございませんけれ
ども、二枚橋というこれまで処理をゆだねてきたところ、ここでも他の
市との関係で円滑に進めていきつつ、私どもは今、可燃ごみの処理施設
を持っておりませんので、三鷹市をはじめといたしまして、他の多摩の
市にも大変お世話になって処理をお願いしているわけでございます。

これより市民の方のご協力、他の自治体のご支援と、こういうもの
の中にあつて、私ども調布市のごみ処理体制も守られてきているという
こととなります。その過程においては、皆様のご支援の際に、いろいろ
ご協力を求める際にお話し合いをさせていただいた経緯もございませ
ん。その意味からも、この新ごみ処理施設の建設予定のスケジュールとい
うことに関しては、いささかの遅滞もなく、これから計画を完遂させな
ければいけない、当然のことではありますが、年頭に当たりまして、再
度そのように申し上げたいと思っております。

そのような計画が万が一頓挫をして、私どもの市のごみが行き場を失
うということになるといたしますと、私は少なくとも、現在の任を続け
ていくわけにはまいらないであろうと、そのように自分自身では思い
定めて本件に当たってきたつもりでございますし、今後ともそのような
意味で一生懸命当たらせていただきたい。清原管理者を補佐させてい
ただいて、当組合の対処するさまざまな問題に誠心誠意当たらせてい
ただきたいということを申し上げまして、一言皆様方に対する感謝の
言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

5 委員自己紹介

【各委員自己紹介、事務局自己紹介】

6 要綱の確認

【事務局から「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会設置要綱」の説明、各委員了承】

7 会長選出

【大江委員を推薦の声があり、各委員了承】

8 会長あいさつ

【大江会長あいさつ】

9 副会長選出

【大江会長が寺嶋委員を指名、各委員了承】

10 副会長あいさつ

【寺嶋副会長あいさつ】

11 運営規程の確認

【事務局説明が以下のとおり説明、各委員了承】

- ・検討会は原則公開とする。
- ・検討会は、傍聴できる。傍聴人数に制限は原則しないが、会場の都合で制限する場合がある。
- ・会議録は要点記録とし、公開する。会議録を委員が確認した後でホームページ等に公開する。委員の名前は、ABCとして公開する。

12 報告

(1) ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会報告書について

【事務局説明】

- C 委員 : 検討会は月1回はやるのか。集まった以上は疑問に思うことは率直に議論していきたい。
- 大江会長 : 2年間で15回、月1回のときもあれば、期間があいてしまったこともある。これは、建設に向けてのスケジュールを進めていくさまざまな手続の問題、例えば環境影響アセスでの検討事項、炉の問題、炉の数の問題など1回では済まない、あるいは少し時間を置かないと代案が出てこないなど、いろいろな関わりがあったと思う。これからの中身については、後でまたスケジュールの相談をするが、事務局より月1回の頻度にはならないと聞いている。
- C 委員 : 委員から、こういうことについては議論してほしいという要求があった場合は、検討会を開催してほしい。
- 大江会長 : 多数の方がそういう意見で、これはぜひやらなければということになれば、進めていきたいと思う。少数意見にとどまる場合は、その中で決めていかざるを得ない場合もあると思う。なるべく少数の意見も取り入れながら、この委員会の中で合意をつくりながら進めたい。
- C 委員 : 非常に重みがある内容なので、議論は慎重に尽くしていきたいと思っている。
- 大江会長 : それは心がけていきたいと思う。具体的な問題を取り上げながら、議論していきたいと思う。
- A 委員 : この報告書を今後どのように取り扱って、どのような方向に持っていくのか。
- 事務局 : 検討いただいたことについては、20年の3月に確定した新ごみ処理施設整備実施計画に反映している。例えば基本方針とか、環境保全、煙突の高さ、施設配置等、実施計画において反映している。
- A 委員 : 建物の高さについては、報告書に書いてあるのか。35メートルを

28メートルに変わるとか新聞に載っていた。今後どのように取り扱っていくのか。この新ごみ処理施設整備実施計画が決定事項であると考えていいのか。

大江会長 : これは市民検討会の決定事項ではない。
事務局 : ここで検討いただいている内容と実施計画とリンクさせながら進めなければならないということが大前提である。新ごみ処理施設整備の実施計画は市民検討会の議論と同時進行であった。したがって、議会や市民検討会での議論、それから市民検討会での議論の後に示された方向性、これは同時進行の中で正副管理者を含めて、議会等での議論も経て固めてきているという経過がある。

建物の高さは、この報告書の「(5)施設配置について」のところで議論があった。

そして、第14回の検討会で、高さを35メートルから28メートルとしたことについては、最大限の努力として受けとめたいとの一定の方向性で取りまとめをした。正副管理者から議会に対しても、最大限努力した結果、28メートルとするということで報告をしている。

新聞報道にもあったように、建物高さは都市計画で定められた25メートルにすべきであるというような意見もあり、年末に立川簡易裁判所に、民事調停という形で提出をされたところである。提出された内容については精査中である。

大江会長 : 今の説明にもあったように、方向づけをこの市民検討会で作り上げたということである。それを行政、また、これからの進め方の中で最大限生かしてもらおうということである。これをもう1回、蒸し返すということはない。これはこれだけの時間と議論を重ね方向を出した。その役割をこの委員会は果たしたと受けとめている。

C 委員 : 100メートル煙突を造っても、気象の変化とか風向きによってはダウンドラフトが発生して、上がった煙が100メートルからずっと拡散するとは限らない。風の影響とか、強さとかによって、煙の動き方が変わってくるということは重要なテーマだと思う。

また、288トンという施設規模を、人口の変動や今後のごみの減量化の問題などを加味して決めているようだが、どういう根拠でどういふふう計算されているか、計算式を示してほしい。

それから、財政の問題を考えていくと、二枚橋の問題があって、小金井市にごみ焼却場が無いので、もし環境アセスで住民がそんなに甚大な影響を受けないのであれば、小金井市も一緒に含めて財政負担をしてもらうのも1つの検討事項かと思う。

大江会長 : 小金井市の件は、検討事項ではないと思う。今の意見は、振り出し、

もう1回、最初からやれということである。15回積み上げてきて、この上に立っていきますという出発点と受けとめている。先ほどの正副管理者もそういう発言だったと思うし、他の委員の受けとめ方も、多くはそうではないのか。新たなアセスの問題などは必要に応じて取り上げていくが、今ここに積み上げたところから先に向かっていこうという検討をしていきたいと思っているので了解いただきたい。

事務局 : 施設規模がどのように計算されたかというデータについては、今、手持ちがないので、後で報告する。

寺嶋副会長 : 煙突の拡散の件だが、通常は計算によって拡散を出すケースが多いが、ふじみ衛生組合では、経費をかけて風洞実験までやっている。そういう点では非常に念を入れたアセスをやっていると私は受けとめている。

C 委員 : 煙が下がっていくことは無いのか。

寺嶋副会長 : 前回までの委員会は、どういう施設をつくるかという施設の中身をみんなで15回議論した。それを固めないとアセスメントの基本的な条件が確定しないので、公害の煙突から出る有害物質の濃度は幾らまで下げるかとか、煙突の高さとか、そういうことを含めてアセスの前提条件となる。どういう施設のあり方が望ましいかということの意見を出してもらって、それを組合のほうで取り入れてもらう。こういう流れで今までやってきたと思う。

(2) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針等について

【事務局説明】

C 委員 : 公設民営とのことだが、ごみ処理焼却プラントのメーカーが稼働、運転もやっていくということか。札を入れるのはプラントメーカーか。

事務局 : いろいろ考えられる。プラントメーカーで建設から運営まで全部やれるところもあるし、プラントメーカーだけでは無理であれば別の会社と一緒に連れてきて、そして入札してもらうような形も考えられる。提案の方法は、こちらの要綱の範囲の中であれば自由に提案ができるようになっている。

A 委員 : 契約形態だが、一括委託と書いてあって、その後に建設は建設で建設請負契約、運営は運営業務委託契約を締結すると書いてあるので、判りにくい。また、30年間プラント使用を前提として設計・建設・運営を行うこととすると書いてありながら、なぜ運営方式は20年間なのか。

事務局 : 契約形態は、札はとりあえず両方の合計で入れる。設計・建設業務と運営業務を一括して、まず札を入れてもらう。その後、建設は建設で建設請負契約を締結する。運営については運営の委託契約を20年間契約する。契約は分かれるが、札は1本である。

2点目は、30年にすると民間事業者は非常に札を入れにくくなる。3

0年後を想定するのが、将来の見通しは長くなればなるほどなかなか立ちにくいので、30年後を予想して何億円という札を入れるというのは民間事業者にとって非常に厳しくなる。そこで、特に20年を超えるとプラントの修理が増えてくるので、そこまで見込むとなかなか札を入れにくいので、今回は20年にしたというところである。

寺嶋副会長 : 最近、市町村でPFIやDBOで廃棄物処理施設の建設と運営を発注するケースが増えている。運営委託に関しては、最初は15年が多かったが、今は大体20年となっている。応募する企業の側は、20年間に、どういう社会変動が起きるかとか、インフレになったときのインフレ条項とかいろいろなものをつけてあるが、リスクが大き過ぎるということで、30年では手を挙げる会社がなくなってしまう可能性が強い。

A 委員 : DBO方式にして7%安くなるというのは、運営費用が7%安くなるということか。公設だろうが、民間で建てようが、建設費そのものは変わらないと思うが、そこが判らない。それから、組合は設計・建設業務において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行うと書いてあるが、工事の監理・監督は委託するのか。

事務局 : 建設費についても、細かくこういう材質を使いなさいと仕様書を書く、当然それを使うので高くなるが、ここの部分については民間で材質を工夫してくださいと言え、その分、安くなってくることも若干ある。大きいところは運営の金額になる。施工管理の会社については、まだ決まっていない。今後、入札等によって決めていきたいと考えている。

寺嶋副会長 : 運営費が安くなる理由は、端的に言えば人件費の問題である。直営で行うよりも民間に頼めば民間のほうが人件費は安いというのは実態である。あと、運営委託も性能発注ということがある。今までの1年ごとの委託の場合は、この仕事で何人必要として委託していたが、運営委託の場合には、能力のある人を集めて、今までのやり方よりも半分の人数でも構わない、仕事のやり方は指示しない。ただ、1日、何百トン燃やす、公害防止基準や協定は守る、それ以外の仕事のやり方は民間企業に任せるということである。これは民間の技術力、活力を生かして、能率、生産性を上げて利益を生み出してもらおう。こういうやり方である。

H 委員 : どういう事業者が入札にきたか、落札をするに当たってはなぜその事業者にしたかという基準設定について、どのように公開するのか。

事務局 : 事業者選定委員会という別の委員会を設けており、そちらで今、議論をしている。公開は、ホームページ等で公表していく。こういった選定基準で、各会社が何点というのは、時期が来れば公開する。

B 委員 : この運営事業が遂行されていく、その監視に当たって、新ごみ処理検証委員会といったものを設置することが非常に大事だと感じている。こ

のような大きな事業を実施するに当たって、その後がまた問われるので、この体制づくりもここで視野に入れておかなければならない。それを付記しておいたらどうかと思う。環境の掲示板などで常時広報していくとあるが、それだけではなくて、説明会を開くなり、広報で説明していくとか、責任ある対応が求められると思う。

大江会長 : 大変貴重な意見だと思う。この点については、次回に向けて事務局で可能性を検討してもらって、また、この場で検討していきたいと思う。

事務局 : まだ仮称だが、地元協議会を今年の秋以降に設置する予定である。そこで、公害防止協定を結ぶ、工事が始まる前にも、工事状況や車両搬入出、工事時間について事前の説明をして、地元の住民に理解をいただきながら進めるということを考えている。

寺嶋副会長 : この施設ができた後、性能確認試験で本当に性能が出ているかどうかきちんと確認する。引き取った後、モニタリングで、運営は確かに民間事業者だが、今どういう状況で運転しているかは、組合で把握できるようにしてある。公害の基準値がもしオーバーするようであればチェックできるようになっている。また、アセスメントで事後調査をする。焼却場の稼働前と後はどう環境が変わっているか、問題ないかどうか、そういう確認をすることになっている。それと運営協議会という形で、幾重にも対策をとっていると感じている。

E 委員 : こういう施設をつくるということは、安心・安全というのを第一義的に考えていくということである。検討会でも環境問題は人命に影響することであるので、徹底的に討論した。それにつけ加えるようなことがあれば、なおさら良い。

大江会長 : 施設が建設されれば終わりではなくて、その後こそ市民の参加、モニタリングが大事になる。そういう意見を反映させていきたいと思う。

13 議題

(1) 白煙防止について

【事務局説明】

寺嶋副会長 : ヨーロッパの焼却施設は白煙防止をしていない。ボイラーで発生する蒸気量の10%から15%位が白煙を見えなくするためだけのために使われるので、ヨーロッパでは、エネルギーの回収上もったいない、もっと発電や熱量に使ったほうが有効であるという合理的な考え方である。日本の場合は、白い煙が出ていると何だか嫌だと言う人が多かったりして、今までわざわざ白く見えるのを消すために蒸気をたくさん使って排ガスの温度を高めてきた。事務局は、1つの考え方として、白い煙が出てもこれは水蒸気であり健康にも影響する問題ではない、エネルギーを回収して地球温暖化の面でも役に立つので、白煙防止装置は付けなくて

もいいのではないかとという提案である。

- B 委員 : 十分な啓発を前提として、白煙防止なしに踏み切ってもいいと思う。1年間、数百万円の経済効果ということは、両市民にとって、毎年それだけのものが消費されるものではなくて、生み出されていくという考え方をかなり強く認識したほうがいいと思う。地球温暖化防止に十分こたえるものであり、これは冬期間のみに絞られてくる現象である。三鷹市、調布市の両市民のためにも決断をすべきではないかという気がする。
- A 委員 : 資料に白煙防止装置に数千万円かかるとか、何百万と書いてあるが、これは市民に見せる場合には、きちんとしたデータを、当プラントにおいてはこうなるということで書かないといけない。数千万円もかかるなんて、疑問に思う。要するに再加熱するわけだから、そんなにかかるのかという気がする。この辺はきちんとわかりやすく市民に説明してほしい。かつては、化学プラントで煙突のところで燃やしていた。あれは、石油等のプラントで完全に使えないガスを燃やしていたものだから、イメージが非常に悪くなったと思う。最近は、全部使える技術が発達して、煙突のところで燃えない、白煙が出るようになってきていて、市民感覚も変わってきたと思う。省エネルギーの点から、賛成したいと思う。
- H 委員 : 近隣住民への周知徹底がすごく大事だと思う。普通は煙がもくもくと出ていると嫌だと思うので、それが水蒸気であるという認識を周知させていくには、ただ全戸配付とかではなくて、各戸に説明に行くぐらいの熱意が感じられて初めて理解が得られると思う。
- I 委員 : 地球温暖化防止の議論がされている時代でもあり、健康上の問題がなければ白煙防止なしでいいと思う。建設時に白煙防止装置に数千万円かかるというのは、なぜそんなにかかるのか教えて欲しい。
- 寺嶋副会長 : 白煙防止装置はステンレススチールでも最高品質の耐蝕性の高いものを使って造るので数千万円になる。場合によっては、インコネルとか、ステンレスよりもっと耐蝕性の高いものを使ったりしたこともある。それは非常に高価で、設備としてはそのぐらいのかなり高いものになる。
- K 委員 : これは冬季のみ使われる装置か。ほかの季節は要らない装置なのか。
- 大江会長 : 温度によると思う。
- K 委員 : 100メートル上だと何度か下がっているというのもあると思うが、主に冬中心に使われるもので、一時的なものにこれだけの費用をかけるというのは非常に経済的にも無駄だと思う。煙突の白い煙から公害物質がたくさん出ているという認識は、ほとんどの人はないと思うので、白煙防止装置なしに賛成したいと思う。
- 大江会長 : 十分な周知徹底、啓発を市民に行う必要がある。今まで白煙を消すことが当たり前と思って受けとめていて、あれは悪いシンボルだという形

で、こんなお金をかけてやっていたのかと思ってしまうが、その必要性はないということを十分知らせるといことがまず大事である。委員の意見のとおりだと思う。

それと経済効果の点、それからコスト計算の点、できるだけ実状に合った値を出して説明すれば、多くの市民、個別訪問までできるかどうかは別にして、納得してもらえと思う。

基本的には、白煙防止装置はつけない方向で進めたい。これでいいか。

各委員了承

(2) 今後のスケジュール(案)について

【事務局説明】

D 委員 : 地元協議会のテーマだが、話は前からあるが、なかなか具体的な話が出てきていない。なるべく早くやってほしい。地元協議会のイメージが全然わからない。自治会に入っていない人も結構いる中で、協議会の対象とする地元は一体どの辺までを地元と言うのか。そんなイメージがわからないまま言葉だけが走っているような気がする。我々は代表で来ているので、地元の人たちの考えもある。そういう人たちの意見も聞きながら、ここでまた発言するということは何回かやらなければならないと思う。なるべく早くこの議題を取り上げてほしい。必要に応じたテーマではなく、このときに何をやるというようなことは言って欲しい。

事務局 : 第18回、19回の市民検討会は、地元協議会について議論いただきたいと思っているが、現在、要求水準書や環境影響評価を詰めている。入札公告以降、事業者選定の流れについても、事務処理等を含めて計画が順調に進捗しないと、この辺の期間の設定が流動的である。そこで、第18回、第19回を5月頃、7月頃に必要に応じたテーマとしている。

そして、どの辺の範囲が地元に入るのか、地元協議会はどういったあり方がいいのかということは今、基礎研究を進めているところである。早い機会に、このように考えているということは示したいと思っているので、もう少し時間をいただきたい。

C 委員 : 環境評価、入札の問題、プラントについて、今日から参加しているので、今までのことがわからない。経過について、もう一度説明会を開催してほしい。

事務局 : できる限り、新規の委員には前期から続いている委員との認識のレベルを合わせる必要があるので、希望があれば時間調整して5名の新規委員に別途、説明会をしたいと思っている。

A 委員 : 既存の建物の解体工事を21年度の間からやるということだが、解体工事は、振動や騒音などいろいろな問題が発生する。これを十分に地域の住民に説明をしなければならないと思うので、お願いしたい。

- 事務局 : 解体時を含めて、説明、対応していくのは当然のことだと思っている。地元への周知等は徹底していきたいと考えている。
- D 委員 : 解体工事は21年度からだが、それは具体的にはいつ頃から始まるのか。地元協議会との関連があいまいなまま工事が始まると具合が悪いと思う。
- 事務局 : 解体については、環境アセスの評価書を公示した後、土壌調査をして、その後になる。21年度でもどちらかという最後のほうになると思う。約1年後位だと思う。地元協議会は当然のことながら、工事に関して、いろいろと地元の住民と意見を交わして協定を結ぶという形になるので、工事が始まる前には、地元協議会は何回か開催することになる。

14 確認事項

【次回は、4月1日(水)の午後7時に開催】

15 閉会

午後9時散会